

## 放課後等デイサービス事業重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

### 1. 事業者名称概要

名 称	社会福祉法人 滑川市社会福祉協議会
法人所在地	富山県滑川市寺家町 104
電話番号	076-475-7000
代表者氏名	会長 西元正史

### 2. 事業所の概要

事業所の種類	放課後等デイサービス
事業所の名称	デイサービスあったかホーム
主たる障害の種別	知的障害、精神障害（発達障害を含む）
事業所の所在地	富山県滑川市中川原 134
連絡先	電話：076-471-5608 FAX：076-471-5605
管理者	長谷川昌美
児童発達支援管理責任者	長谷川昌美
定員	10人
登録年月日	令和5年10月1日
事業所番号	1650600032
事業所が行なっている他のサービス	地域密着型通所介護事業 介護予防総合事業通所介護事業 生活介護事業

### 3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	社会福祉法人滑川市社会福祉協議会（以下、「事業者」という。）が設置するデイサービスあったかホーム（以下、「事業所」という。）において実施する障害児通所支援の放課後等デイサービス（以下、「放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下、「法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下、「通所給付決定保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び通所給付決定保護者の立場に立った適切な放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。
-------	---

運営方針	<p>①事業所は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p> <p>②放課後等デイサービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町村、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>③前二項のほか、関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つ決めの細かな指定放課後等デイサービスを提供するものとする。</p>
------	--

#### 4. 通常の事業の実施地域

滑川市

#### 5. 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	<p>①営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。</p> <p>②営業時間：午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>③サービス提供時間：  平日 午後2時～午後5時15分  祝日・長期休暇 午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>④延長サービス可能時間帯  提供前 午前8時15分～午前8時30分  提供後 午後5時15分～午後7時</p>
-----------	--

#### 6. 職員の体制

職種	業務内容
管 理 者	<p>常勤1名  管理者は、職員の管理、放課後等デイサービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。</p>
児童発達支援管理責任者	<p>常勤1名（兼務）  児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する障害児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障害児及び障害児の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。</p>
児童指導員 又は保育士	<p>2名以上（内、1名以上は常勤）  個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行います。</p>

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## 7. サービスの内容

- (1) 放課後等デイサービス計画の作成
- (2) 個々の成長に合った療育支援
- (3) 生活能力の向上のために必要な訓練
- (4) 健康状態の確認
- (5) 創作的活動
- (6) 食事の提供
- (7) 外出などの地域交流も含めた余暇活動
- (8) 利用者又は家族に対する相談及び助言

※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し説明を行い、利用者の同意をいただきます。

## 8. 利用料金

- (1) 放課後等デイサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該放課後等デイサービスが法定代理受領サービスであるときは、富山県が保護者の家計の負担能力等をしん酌して定める額とする。ただし、基準により算定した費用の額の1割に相当する額が低い場合には、当該相当する額とする。
- (2) その他の費用の額は、次のとおりとする。
  - ア 日用品費
  - イ 食事の提供を受けた場合、1回につき700円の食費をいただきます。
  - ウ 前号に掲げるもののほか、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その障害児の保護者に負担させることが適当と認められる費用
- (3) 前2項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。
- (4) 第2項の費用に係るサービスの提供に当たっては、保護者に対して事前にサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意を得るものとする。
- (5) 利用料金は、1ヵ月ごとに計算して請求します。  
毎月月末締めとし、翌月20日までに前月分の料金を請求いたしますので、料金は利用者との契約に基づき、毎月27日に指定口座より振替させていただきます。

## 9. サービス利用に当たっての留意事項

通所給付決定保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行なわないものとします。

## 10. 虐待の防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のため、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	事務局長 齋木秀則
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。
- (3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。

## 11. 身体拘束等の禁止について

事業所はサービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- (1) 身体拘束に関する責任者を選定しています。

身体拘束に関する責任者	事務局長 齋木秀則
-------------	-----------

- (2) 身体拘束に該当する場合については、家族と協議の上同意を得た後、個別支援計画に記載を行い、定期的な見直しを実施します。
- (3) 身体拘束が適切であるか検討する委員会を開催します。
- (4) 身体拘束に対する指針を策定しています。
- (5) 職員に対する定期的な研修を実施しています。

## 12. 緊急時の対応

現に放課後等デイサービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

- (1) かかりつけの医療機関

医療機関名		診療科	
所在地			
主治医		電話番号	

- (2) 緊急連絡先

連絡先①	氏名： 続柄： 所在地： 電話番号：
------	-----------------------------

## 13. 障害児及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

事業所は、関係法令に基づいて、障害児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。

#### 14. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた障害児又はその家族の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

#### 15. 当事業所連絡先窓口

(相談・苦情・キャンセル連絡等)

電話番号 076-471-5608  
担当部署 デイサービス あったかホーム  
担当者 管理者 長谷川昌美  
受付時間 8時30分～17時15分(月～金)

(虐待防止)

電話番号 076-475-7000  
担当部署 事務局 総務係  
担当者 事務局長 斎木秀則(虐待防止責任者)  
受付時間 8時30分～17時15分(月～金)

(円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順)

- ①苦情処理台帳に記載する。
- ②苦情についての事実確認を行う。
- ③苦情処理方法を記載し、管理者決裁。
- ④処遇処理について関係者との連絡をとる。
- ⑤苦情処理の改善について利用者に確認を行う。
- ⑥苦情処理は1日以内に行われることを原則とする。
- ⑦苦情処理についての成果等を台帳に記載する。

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談に関しては市でも受け付けております。

滑川市福祉課・社会福祉係 電話 475-1377  
富山県国民健康保険団体連合会 電話 431-9833  
富山県福祉サービス運営適正化委員会 電話 432-3280

#### 16. 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。  
ただし、優先的な診療・治療を保証するものではありません。

医療機関名称	荒川内科クリニック
医院長名	荒川志朗
所在地	滑川市下小泉町1-1
電話番号	076-475-0001

#### 17. 事故発生時の対応

事業所は、事故が発生した場合は、県、市及び障害児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

損害保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
損害保険の種類	賠償責任保険
損害保険の内容	賠償保証 2億円

#### 18. 非常災害対策

当事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取組みを行います。

- (1) 防災対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- (2) 防火設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- (3) 防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業員及び利用者・地域住民の参加が得られるよう連携し消火通報、避難誘導を年間計画で実施します。
- (4) 当事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し職員に周知するとともに、必要な研修、訓練を定期的に行います。

#### 19. 感染症対策について

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、下記の対策を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を行います。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

## 20. 業務継続計画（BCP）の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 21. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

年 月 日

放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所名： デイサービスあったかホーム

説明者氏名：

私は、本書面に基づいて事業者から放課後等デイサービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

通所給付決定保護者住所：

通所給付決定保護者氏名：

続 柄：